

告 発 状

2021（令和3）年 5月 28日

神奈川県警察 青葉警察署 署長 殿

告発人ら及び被告発人ら

別紙告発人・被告発人目録記載の通り

告発人ら代表 藤井 敦子

告発人ら代理人

告発の趣旨

被告発人らの、下記告発事実記載の行為は、虚偽診断書行使罪に該当すると思料するので、捜査の上、厳重に処罰されたく、告発いたします。

告発事実

被告発人A娘（以下「被告発人A娘」という）は告発人藤井将登（以下、告発人藤井将登を「告発人藤井」という）及び同藤井敦子らと同じマンションの階上に居住する者であり、被告発人A父（以下「被告発人A父」という）、同A母（以下「被告発人A母」という）は同A娘の父及び母であり（以下、被告発人A娘、同A父及び同A母ら3名をあわせて「被告発人Aら」という）、被告発人作田學は平成29年4月19日当時、東京都渋谷区広尾4丁目1番22号所在、日本赤十字社医療センター（以下「日赤医療センター」という）神経内科に所属していた医師であり、被告発人B（以下「被告発人B弁護士」という）は、被告発人Aらの代理人

として告発人藤井に対する損害賠償請求訴訟（横浜地方裁判所平成 29 年（ワ）第 4952 号事件及び東京高等裁判所令和 2 年（ネ）第 65 号事件。以下「本件訴訟」）を担当した弁護士であるところ、

被告発人 A らは、告発人藤井の喫煙により体調に異変をきたしたなどとして告発人藤井に対して損害賠償請求訴訟を提起することを企図し、平成 29 年 4 月 19 日、日赤医療センターに勤務する被告発人作田を訪れて、被告発人作田において、医師法 20 条に違反して被告発人 A 娘を診察しないで診断書を作成することを依頼して診察していないのに診察をしたかのように別紙診断書記載事項一覧表（1）の虚偽の診断書（1）を作成させた上で、

被告発人らは各自共謀して、被告発人 A らを原告、被告発人 B 弁護士を原告ら訴訟代理人、告発人藤井を被告として提起された本件訴訟第一審において平成 31 年 4 月 16 日に行われた同訴訟第 9 回口頭弁論期日で、診断書（1）と異なる病名が記載された別紙診断書記載事項一覧表（2）の虚偽の本件診断書を作成の上、甲 46 号証の 6 として裁判所に提出して行使した（刑法 161 条 1 項及び同 160 条 虚偽診断書行使罪）。

告発に至る経緯

第1 被告発人作田は、令和2年3月まで、日赤医療センター神経内科に所属していた医師であり、一般社団法人日本禁煙学会（以下「日本禁煙学会」という）の理事長でもある。

被告発人作田が理事長を務める、前記日本禁煙学会は、「受動喫煙にお困りなら」と題する文書をホームページに掲載して「最終的には裁判になるでしょう」と記述して訴訟で賠償金が認められた事例を公表しているほか、内容証明の雛形を掲載するなどして、受動喫煙の被害を訴えることを積極的に支援している。

被告発人Aらは、告発人藤井の喫煙により体調に異変を生じたなどとして、同人を相手取って、下記第2記載の本件訴訟を提起した者であり、被告発人B弁護士は、本件訴訟において被告発人Aらの訴訟代理人を務めた弁護士である。

第2 本件訴訟

1 被告発人Aらは、平成29年11月21日、横浜地方裁判所に対し、A家族と同一のマンションの住人である告発人藤井を被告として、同人の喫煙による受動喫煙で健康被害を受けたなどとして、被告発人B弁護士を訴訟代理人として、合計4518万3459円の損害賠償を求める訴訟（同裁判所平成29年(ワ)第4952号事件。以下「本件訴訟第一審」という）を提起した。

本件訴訟提起に先立つ、平成29年4月19日、被告発人A父と同A母は、日赤医療センターに当時所属していた被告発人作田のもとを訪れ、同人に対し被告発人A娘の診断書作成を依頼した。被告発人作田はこれを受けて、当日診察を受けていない同A娘について「受動喫煙症レベルIV、化学物質過敏症」なる病名を記載した診断書（1）を作成し交付した。

これを受けてA家族は、その日のうちに被告発人B弁護士他の名義による内容証明を告発人藤井に宛てて発送し、その後、同年11月21日に至って本件訴

訟を提起した。

ところが本件訴訟の審理の中で、被告発人作田が直接診察せずにA娘の診断書を作成したことが判明しそのことが医師法に違反していることが指摘された。すると被告発人らはさらに共謀の上で、別の病名を記載するなどして改竄した診断書(1)と同一日付の本件診断書を作成し、平成31年4月16日に行われた同訴訟第9回口頭弁論期日でこれを重ねて証拠として提出した。

2 判決による医師法20条違反の認定

本件訴訟において、横浜地方裁判所は令和元年11月28日、被告発人Aらの請求を全部棄却する判決を言い渡した。その中で横浜地方裁判所は、「作田医師(被告発人作田)は、原告A娘について、「受動喫煙症レベルIV、化学物質過敏症」と診断しているが、その診断は原告A娘を診察することなく行われたものであって、医師法20条に違反するものと言わざるを得ず」と認定している(本件訴訟一審判決書12ページ)。

3 本件診断書は、単なる「参考意見」に過ぎない、とした控訴審判決

被告発人Aらは、本件訴訟一審判決を不服として控訴したが、控訴審の東京高等裁判所は、令和2年8月20日、第1回口頭弁論で即日結審し、同年10月29日、被告発人Aらの控訴を棄却する判決を言い渡した。控訴審判決は、被告発人作田が作成した本件診断書等(以下、診断書(1)及び本件診断書を特に区別しない場合は「本件診断書等」という)について次のように判示した。

「なお、作田医師は、控訴人A娘について、「受動喫煙症レベルIV、化学物質過敏症」とする「診断書」を作成しているところ、当時、控訴人A娘を診察していないこと、受動喫煙症や化学物質過敏症の診断のためには問診が重要である旨指摘されていることに照らせば、これについては他の診断書を見た上での専門家としての参考意見として見るにとどめるべきである」

上記の通り、控訴審判決は、そもそも本件診断書等について鉤括弧をつけて表示し、「参考意見」にとどまるものと認定し、本来的な意味における診断書で

あることすら否定している。

第3 日赤医療センターによる被告発人A娘の初診料請求と診療報酬の返還、被告発人作田の退職等

- 1 上記の通り、本件訴訟の中で被告発人作田が医師法 20 条に違反して無診察で本件診断書を作成したことが判明して、告発人らは日赤医療センターや横浜市に確認をとる中で、日赤医療センターは、被告発人作田が無診察であったにも関わらず横浜市の国民健康保険に対し診療報酬を請求していたことが判明した。

横浜市は、告発人らからの情報提供を受けて、日赤医療センターには被告発人A娘の初診料に対応するレセプトを日赤医療センターに返戻し、さらに医師法違反の点については、日赤医療センターを管轄する東京都福祉保健局指導監査部に対し、令和2年6月に情報提供していることも判明している（横浜市健康福祉局保険年金課長作成の令和2年6月15日付文書）。

- 2 上記のような指導当局の動きがあった直前の令和2年3月頃、被告発人作田は、日赤医療センターを退職した。ただし、日本禁煙学会の理事長職はそのままである。

第4 被告発人らの故意と行為の違法性、悪質性

- 1 被告発人らには、本件診断書が虚偽の診断書であることについて故意があること

さらに、告発人藤井は、本件訴訟第一審で提出した平成31年1月23日付被告準備書面(7)で、診断書(1)が医師法20条に違反して作成された虚偽の診断書であることを明確に指摘していた。そしてその後被告発人らが作成提出した本件診断書は診断書(1)と比較するまでもなく、明らかに病名の記載自体が異なっていることから、被告発人らは全員、本件診断書が虚偽の診断書である

ことを認識していたことは容易に認められる。

そうである以上、虚偽の診断書である本件診断書を、本件訴訟に証拠として提出した行為が、虚偽診断書の行使に該当し、被告発人らが虚偽であることにつき故意があったことも優に認められる。

2 捜査と処罰の必要性について

本件診断書は、社会的に信頼を受けている日赤医療センターにおいて、やはり社会的に知名度のある団体である、日本禁煙学会の理事長職にある被告発人作田によって作成された。

しかも、受動喫煙に関する損害賠償請求訴訟の証拠として虚偽の診断書を提出したものであった。すなわち本件行為はこれらの社会的に認知された団体の活動の中で行われた行為である以上、単なる私人による虚偽文書の行使とは、全く異なる観点から、その当否が検討されなければならないものである。日本禁煙学会が、仮にも「学会」と名乗り、顧問に日本医師会会長、日本歯科医師会会長、日本薬剤師会会長及び日本看護協会会長を迎えた、公益的な側面を有する団体であって、しかもその会員の多くが常日頃から人の生死と向き合う医師や医療人であるとすれば、一般の私人や私的団体以上に厳しくそのコンプライアンス・遵法精神は問われなくてはならない。そのような医療人を中心とする学会の理事長たる被告発人作田が医師法や刑法を軽んじ、診療報酬の不正請求に手を染めて我が国の保健医療制度への信頼を脅かすことなどは、決してあってはならないことである。本件訴訟一審判決は、本件診断書に記載された「受動喫煙症」の診断基準について「受動喫煙自体についての客観的証拠がなくとも、患者の申告だけで受動喫煙症と診断してかまわないとしているのは、早期治療に着手するためとか、法的手段をとるための布石とするといった一種の政策目的による」と認定している（判決書12ページ）。

このような客観的証拠を欠く基準と相俟って、被告発人作田は、無診察による虚偽の診断書を作成してまで、被告発人Aらが提起した、4500万円を超える

高額の損害賠償請求訴訟を支援したものである。かかる被告発人作田の行為は医師の診断書、医療に対する社会的信用を大きく失墜させるもので看過できない行為である。つまり医師と患者、さらに医師と社会との間の信頼関係を構築すべく、日々真摯に医療に向き合っている他の大多数の医師や医療界、社会への背信行為として許されざるべきことであり、極めて厳しく断罪されるべきものである。

また、訴訟という公正中立な判断が求められる場に、医師法違反という法違反を犯して虚偽の診断書を作成提出してまで自らに有利な判決を得ようとすることは、訴訟行為として許される一線を踏み越えた違法行為であると言わざるを得ない。本件訴訟の中では告発人藤井が医師法違反の点に気づいて指摘できたからこそ被告発人Aらの不当請求は棄却されていたが、もしも本件診断書が虚偽であることに誰も気づかなかつたならば、不当な請求が認容されてしまった可能性も否定できない。虚偽の診断書を訴訟に提出して行使した被告発人らの行為は、公正な裁判制度に対する重大な挑戦行為であって、決して許されてはならない。

第5 診断書（1）について

- 1 前記の通り、本件訴訟一審判決は、被告発人作田が同A娘を診察しないで本件診断書等を作成したことが医師法 20 条に違反する、と認定した。また本件訴訟控訴審判決は、そもそも本件診断書等は「参考意見」とどまるとして、実質的に診断書とも言えないとした。

ところで医師法にいう診断書の意義について、昭和 27 年 5 月 17 日広島高裁判決(高等裁判所刑事判例集 5 卷 8 号 1 1 9 9 頁)は次のように判示している。

「医師が他人の健康状態に関し、診察の結果にもとづいて意見、判断を記載して作成した証明文書はすべて診断書であるというべきである」

また、医師法違反の行為と虚偽診断書作成の関係について、平成元年 3 月 14

日福岡高裁宮崎支部判決（高等裁判所刑事裁判速報集平成元年243頁）は、「自ら診察しないで診断書を交付した医師法違反の罪はその所為をもって成立するところ、自ら診察しないで診断書を作成することはそれ自体診断書の内容に虚偽を記載することにもなるのであるから、上記は1個の行為で2個の罪名に触れるものであって、刑法54条1項前段のいわゆる観念的競合の関係にあると解するのが相当である」と判示している。すなわち無診察で診断書を作成する行為は医師法20条違反であると同時に、虚偽診断書作成行為にもあたることになる。本件訴訟一審判決も控訴審判決もいずれも被告発人作田が同A娘を診察していないことを認めている以上、本件診断書の作成が医師法違反の行為であると同時に、虚偽診断書の作成にも同時に該当する行為であることは、前記各判例の判示内容に照らして明白である。

さらに、本件診断書等はその記載内容自体からも虚偽であることは明らかである。本件診断書等は、診断内容として「団地の一階からのタバコ煙に晒され、1年ほど前からタバコ煙に接するたびに昨年暮れから咽頭炎、呼吸困難を生じていた」と記述している。しかし咽頭炎、呼吸困難の原因が「一階からのタバコ煙」であることは、医師が患者を診察して認める所見としてはあり得ない。医師の所見とは、診察によって認められる様子であって、患者の主観的な訴えは含まれない。本件診断書等は、患者の主観的な訴えとしてですらなく、咽頭炎、呼吸困難の原因が「団地の一階からのタバコ煙」であるとして断定した。このような外的な要因は患者の診察によって医師が知り得たり判断できることではない。ましてや前述の通り被告発人作田は、同A娘について全く診察していないのであるから、上記の内容を診断書として記載できるはずがなく、本件訴訟における被告発人作田の行為は、至極悪質である。診断書(1)の行使は、平成30年4月11日であって、公訴時効がすでに完成しているが、本件診断書の虚偽性と密接に関連する事情であるので、参考とされたい。

2 よって、告発人らは、被告発人らの犯した告発事実記載の行為について、厳

正な捜査と処罰を求めて本件告発に及んだものである。

以上

証 拠 資 料

1. 「保険医療機関等及び保険医等の指導に係る情報提供について」（横浜市健康福祉局保険年金課長、令和2年6月15日健保険第617号文書）
2. 判決書（横浜地方裁判所令和元年11月28日）
3. 判決書（東京高等裁判所令和2年10月29日）
4. 診断書（甲3号証として提出されたもの）
5. 診断書（甲46号証の6として提出されたもの）
6. A娘陳述書（甲34号証として提出されたもの）
7. 書証目録
8. 期日調書（平成30年4月11日・第3回口頭弁論）
9. 同（平成31年4月16日・第9回口頭弁論）
10. 証拠説明書（1）
11. 同（6）
12. 同（9）
13. その他、日赤医療センター事務局、被告発人ら本人ら関係者に対し事情聴取されたい。

別紙 診断書記載事項一覧表

		病名	診断内容
(1)	診断書(1)	受動喫煙レベルⅣ、化学物質過敏症	<p>団地の一階からのタバコ煙に晒され、1年ほど前からタバコ煙に接するたびに昨年暮れから咽頭炎、呼吸困難を生じていた。昨年の暮れからは化学物質過敏症が憎悪し、洗剤、寝具や衣類の化学繊維まであらゆる化学物質に反応し、口内炎、咽頭炎などを生じ、呼吸が困難になる。このため、体重が10Kg以上減少した。</p> <p>微量の化学物質にも激しく反応し、外出が困難になっている。</p> <p>治療法は、原因となる物質のない環境にすることだけである。</p> <p>上記のとおり診断いたします。</p>
(2)	本件診断書	化学物質過敏症レベルⅣ、化学物質過敏症	<p>団地の一階からのタバコ煙に晒され、1年ほど前からタバコ煙に接するたびに昨年暮れから咽頭炎、呼吸困難を生じていた。昨年の暮れからは化学物質過敏症が憎悪し、洗剤、寝具や衣類の化学繊維まであらゆる化学物質に反応し、口内炎、咽頭炎などを生じ、呼吸が困難になる。このため、体重が10Kg以上減少した。</p> <p>微量の化学物質にも激しく反応し、外出が困難になっている。</p> <p>治療法は、原因となる物質のない環境にしていること</p>

			とだけである。 上記のとおり診断いたします。
--	--	--	---------------------------

なお、上記診断書等はいずれも患者氏名は、「A 娘」、診断日は「平成 29 年 04 月 19 日」と記載されている。